

第2編 特定独立行政法人等関係審査・調整等の概要

第1章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為審査の概況

平成25年中に取り扱った特定独立行政法人等関係の不当労働行為事件数は、平成24年からの繰越が2件、新規申立て件数が0件の合計2件でありいずれも取下げにより終結し、係属事件は0件となった。

平成25年中に終結した事件2件の概要是次のとおりである。

(1) 国立病院機構東佐賀病院（平成24年(不)第1号）

本件は、国立病院機構東佐賀病院の看護部長が、同病院に対する組合の請願行動での組合員である看護師の発言内容を管理課長から聞き、部下の看護師長に命じて、当該組合員に対して配置転換を示唆する電話をかけさせたことが不当労働行為であるとするものである。

本件は和解が成立し、平成25年3月25日、申立ての取下げにより終結した。

(2) 国立病院機構東佐賀病院第二事件（平成24年(不)第2号）

本件は、国立病院機構東佐賀病院の副看護部長が、同病院の副看護師長を対象とした会議終了後に組合員である副看護師長らに対して組合脱退をそそのかす発言を行ったことが不当労働行為であるとするものである。

本件は、平成25年3月25日、別件中労委平成24年(不)第1号事件の和解成立に伴う申立ての取下げにより終結した。

第2節 行政訴訟事件の概況

平成25年中に取り扱った特定独立行政法人等関係の行政訴訟事件数は、0件である。